

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
1	405	施設入所措置事業	こども部こども政策課	母子世帯の生活を安定させ、その自立促進を図るとともに、助産の実施により母子の健康保持と福祉の向上を図る。	・生活上の問題により、子どもの養育が十分できない場合などに、子どもと一緒に施設に入所させ保護する。 ・保健上必要があるにも関わらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入院させ、助産を受けさせる。	母子生活支援施設について9件、助産施設について11件の入所が必要と思われる相談があったが、施設や病院、ケースワーカーと連携し対応した結果、1件が助産施設への入所措置となった。 相談件数に対し、措置件数は少ないが、相談者に寄り添った対応により母子家庭及び妊産婦の経済的・精神的負担の軽減が図れた。
2	406	ひとり親家庭支援事業	こども部こども政策課	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進する。	ひとり親家庭等に対し、茨城県及び茨城県母子寡婦福祉連合会と連携し、就職に有利な資格取得のため養成機関で1年以上（上限48カ月）修学する場合の高等職業訓練促進給付金の支給や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付など家庭の実情に応じた適切な支援を実施し生活の安定と自立の促進を図る。 高等職業訓練促進給付金事業については、つくば市の独自支援として上乘せ給付を行い、更なる自立促進に繋げている。	令和2年度は16名（新規6名、継続10名）へ給付金を支給し、6名（社会福祉士2名、看護師2名、保育士1名、医師1名）が養成機関を修了した。この修了者のうち4名が令和3年4月より就業中である。 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（3件）により、ひとり親家庭の負担の軽減が図れた。
3	407	児童扶養手当支給事業	こども部こども政策課	父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭の生活の安定と自立の促進を図る。	離別、死亡等により両親又はその一方に監護されず、かつ、これと生計を同じくしない18歳以下の児童の養育者に奇数月の年6回児童扶養手当を支給する。 受給者、同居の扶養義務者の前年の所得により全部支給・一部支給の支給制限がある。	ひとり親家庭の経済的・精神的負担が軽減され、生活の安定と自立の促進に寄与した。
4	408	子ども・子育て支援事業	こども部こども政策課	安心の子育てができるまちづくりを推進する。	ファミリーサポートセンター事業、子育て支援情報の運用管理、あかちゃんの駅推進事業、コミュニティづくり推進事業、子ども・子育て支援プランの進行管理、ホームスタート事業、結婚支援事業、公立保育所の施設改善	子育て支援に関する各事業の実施及び情報発信により、子育て家庭を支援するとともに、子育てに対する不安感の軽減や楽しい子育ての応援、前向きな子育てへの意欲の醸成を図ることができた。
5	409	子育て支援拠点事業	こども部こども政策課	市民が安心して子育てできる環境の充実を図るとともに、子育ての不安感や負担感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。	子育て親子の交流の場を提供するとともに、育児相談、子育て情報の提供、一時預かり、講習会等を実施する。	子育て家庭の交流や子育て相談などの子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て親子の交流を促進し、子育てに対する不安感や負担を軽減することができた。
6	410	児童手当・特例給付支給事業	こども部こども政策課	児童を養育している家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資するため。	15歳到達後最初の3月31日までの間（中学校修了前）にある児童を養育する者に10月、2月、6月の年3回手当を支給する。 （支給額：月額、児童1人あたり） ・3歳未満：一律15,000円 ・3歳以上小学校修了前：10,000円（第3子以降は15,000円） ・中学生：一律10,000円 ・特例給付（所得制限額限度額以上の場合）：一律5,000円	子育てに伴う経済的・精神的負担が軽減され、家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成に寄与している。
7	411	ひとり親家庭等児童福祉金の支給事業	こども部こども政策課	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進する。	離別、死亡等により両親又はその一方に監護されず、かつ、これと生計を同じくしない15歳以下の児童の養育者に年1回3月にひとり親家庭等児童福祉金を支給する。 支給額は、児童1人につき月額2,500円、児童扶養手当受給者は月額5,000円。	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与した。

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
8	412	家庭相談員活動事業	こども部子育て相談室	複雑・多様化する家庭児童相談にきめ細かな対応をし、支援の必要な家庭に的確な支援を行うため。	家庭相談員を配置し、電話や面接、訪問等により、児童に関する様々な相談に対して助言や指導を行い、問題解決に向けて援助活動をする。	令和2年9月1日付で子ども家庭総合支援拠点を設置したことにより、相談対応や調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う機能が備わった。複雑化、支援期間の長期化したケースについては、問題の軽減化、課題の解決につながった。
9	413	子育て支援短期養育事業	こども部子育て相談室	家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設、乳児院において一定期間養育・保護を行うことにより児童及び家庭の福祉の向上を図る。	「社会福祉法人茨城県道心園（土浦市）」、「社会福祉法人同仁会」、「社会福祉法人筑波会」、「社会福祉法人窓愛園」、「日本赤十字社茨城県支部乳児院」と委託契約を結び、あらかじめ登録した児童を保護者の申請により上限7日間まで預かる。	新型コロナウイルス感染症の影響で、委託先の児童養護施設での短期養育の受け入れが、出来ない状態であった。
10	414	要保護児童対策地域協議会の運営	こども部子育て相談室	関係機関等が必要な情報を共有し、支援内容に関する協議を行うことで、対象の早期発見及び適切な保護や支援を実施する。	関係機関の代表者からなる代表者会議、実務担当者による実務者会議、個別の事例について適時検討する個別ケース検討会議を開催する。	関係機関が情報共有し役割分担を決めて、援助方針の下、要保護児童の支援を行うことにより、問題の軽減化、課題の解決を図ることができた。また、庁内の子育て支援ワーキングチーム会議やこども未来支援担当者会議において、要保護状態になる前に支援の手を差し伸べる策を検討・協議することができた。
11	415	公立保育所運営事業	こども部幼児保育課	保育を必要としている保護者に支援を行うことで、子どもの健やかな成長に寄与する。	児童福祉法最低基準に基づく職員の適正配置を行う。 保育年齢別にあったプログラムを作成し、年齢にあった保育を行う。 幼児の嗜好・食品の安全性・栄養バランスを考慮した給食の提供を行う。 協働的な遊びや様々な体験を通じ、こどもの学びの向上の場を提供する。	オムツ持ち帰りの慣行見直し：全23保育所で、使用済み紙オムツ廃棄開始 白米持参の慣行見直し：4保育所（吾妻・上横場・真瀬・北条保育所）で令和3年4月主食提供開始に向け準備を進めた。
12	416	児童入所事業	こども部幼児保育課	保育を必要としている保護者に支援を行うことで、子どもの健やかな成長に寄与する。	入所希望者の受付（随時）、入所検討会議（毎月） 民間保育園に保育実施の委託 次年度も入所を希望する児童についての継続確認（年1回）	保育園の入所を希望する保護者に対して、公平・公正な入所審査を実施することで、子育て環境の支援に繋げることができた。また、業務内容を見直すことで、入所結果通知の発送時期を、例年より約2週間早めることができた。
13	417	利用者負担額の決定・徴収事業	こども部幼児保育課	応分の受益者負担と保育を受ける機会の平等性を確保する。	保育所入所児童全員について利用者負担額の算定し、決定を行う。 利用者負担額を口座振替等で行い、収納確認を迅速に行う。 利用者負担額の滞納世帯に対し納付の催告をすることで、利用者負担額の徴収率向上を目指す。	税情報の取得に努め、適正な利用者負担額の決定を行うことができた。 保育料等の収納において、保護者が納付しやすいよう口座振替を推奨し、高い徴収率を維持できた。
14	418	民間保育園・市外保育園運営委託事業	こども部幼児保育課	保育を必要としている保護者に支援を行うことで、子どもの健やかな成長に寄与する。	民間保育園へ事業を委託し保育の実施を行う。 市外の保育所へ入所希望をし決定した場合に、委託協議及び委託料の支払いをする。 協働的な遊びや様々な体験を通じ、こどもの学びの向上の場を提供する。	運営委託により、入所を希望する保護者支援を行うことができた。各園への委託料の支払いについて、各加算の認定を踏まえて適正に実施できた。

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
15	419	民間保育園補助事業	こども部幼児保育課	共働き家庭の増加、核家族化の進行等に対応し、就労と育児の両立支援を総合的に推進する。	下記の事業に対し、補助金を交付する。 乳児等保育事業、子ども・子育て支援事業、保育体制強化事業、障害児保育事業、民間育児サービス事業、認可外保育施設遊具等設置事業	延長保育事業や一時預かり保育事業に対して、適正な補助を行うことで、保育内容の充実に繋げることができた。 また、保育体制強化事業において、子どもの園外活動の安全確保のため、講習会を実施した上で補助金を増額交付するなど、国の制度や保育全体の情勢を反映した補助事業を実施することができた。
16	420	民間保育園整備事業	こども部幼児保育課	共働き家庭の増加、核家族化の進行等に対応し、就労と育児の両立支援を総合的に推進する。	社会福祉法人や学校法人が行う保育園の創設や増築に対し補助をし、定員を拡充をする。一時預かりや病児保育利用希望者の増加に対応するため一時預かり・病児保育を拡充する。	保育所創設創設5件（木の間、しおどめ、ニチキッズ東光台、つくばさくら、流星台エンジェル） 幼保連携型認定こども園創設1件（かやまるこども園） 小規模保育事業所創設4件（ルンルン、キッズハウスゆめの森、クローバー、花畑）合計736人定員増 病児保育施設創設2件（マハロキッズ、こびとさんのおうち）
17	421	子どもの遊び場設置事業	こども部こども育成課	子供に安心な遊び場を与え、心身の健全な発達に資する。	区会等からの遊具等の設置、修繕及び点検の申請を受け付け、補助の要件に該当する場合に補助金の交付を決定し、実績報告を受け補助金額の確定を行う。 遊具の設置及び修繕費用の2分の1を補助する（ただし、設置500千円、修繕100千円、点検20千円を限度）。	令和2年11月に要綱を改正したため、改正内容を12月の広報紙に掲載し、翌年1月に区長に通知するなど、補助事業内容の周知の強化を図った。事業の相談は6件で申請に至ったものはないが、遊具の安全点検にも補助金があることを周知できたことにより、安心な遊び場の創出の機運を高め、来年度の事業推進につなげることができたと考え。
18	422	公立保育所施設維持管理事業	こども部こども育成課	児童が安全・安心に過ごせる保育環境の整備をする。	保育所機械警備委託及び消防施設点検等の施設管理委託を実施する。 建築基準法第12条に基づく建築物及び建築設備劣化状況の点検（福祉施設定期点検）を実施する。 保育所施設の修繕工事を実施する。	新北条保育所の建築が完了した。（令和2年10月開所） 空調機の新規設置及び入替えを合計で13台実施し、猛暑対策を行った。 上郷及び今鹿島保育所において屋根・外壁改修工事を行い、長寿命化を図った。
19	423	児童館運営事業	こども部こども育成課	子供同士が共に遊びながら自主性・創造性及び協調性を養い豊かに成長していけるよう指導・援助を行う。	一般来館児童の遊びの指導 地域の利用者への対応と連携 児童館利用者の怪我等に対応するため施設利用者傷害保険へ加入 運営に必要な消耗品の購入及び備品等の修繕	吉沼、上郷児童館の児童館敷地内において児童クラブ室の建築工事が完了した。また、竹園東児童館児童クラブ室の設計を行った。 新型コロナウイルス感染症拡大防止観点から児童館での3密を防ぐため、消耗品・備品購入の予算を確保し、各館に予算を令達し、感染対策を行った。
20	424	放課後児童クラブ事業	こども部こども育成課	放課後に保育を受けることができない、児童（1年生から6年生まで）に対して、安全・安心な居場所を提供する。	放課後に保育を受けることができない児童に対して、公営のみならず民間事業者が運営する児童クラブを活用しながら、遊びを主とした生活の場・活動の場を提供する。 ※行政改革アクションプラン「17放課後児童クラブ事業の民間活用」該当	吉沼、上郷児童館の児童館敷地内及び、柳橋小、荃崎第一小の学校敷地内の児童クラブ室の建築工事が完了した。また、（仮称）香取台地区小児童クラブ室、葛城小児童クラブ兼地域交流広場の設計を行った。 みどりの学園義務教育学校の図書室、葛城小の空き教室、荃崎第二小の視聴覚室、学園の森義務教育学校のふれあいルームを各学校と協議し借用を進めた。
21	425	児童館施設維持管理事業	こども部こども育成課	児童が安全・安心に過ごせる保育環境の整備をする。	児童館機械警備委託及び消防施設点検等の施設管理委託を実施する。 建築基準法第12条に基づく建築物及び建築設備劣化状況の点検（福祉施設定期点検）を実施する。 児童館施設の修繕工事を実施する。	吾妻東及び竹園西児童館において屋根・外壁改修工事を実施し、長寿命化を図った。 谷田部、二の宮、松代、竹園東児童館のプレイルームへ空調設備設置工事を実施し猛暑対策を図った。 吾妻西、並木、桜南児童館のプレイルームの空調設備設置設計を実施した。

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
22	426	放課後子ども教室推進事業	こども部こども育成課	子供たちに様々な体験活動や交流活動の機会を提供するとともに、地域全体で子供たちを育てていくという意識の向上を図る。	市内小学校及び義務教育学校において、余裕教室等を利用し、全児童対象に放課後子供教室を開催する。 地域住民の参画を得て、様々な体験活動や交流活動を行い、豊かな遊びと学びの機会を提供する。	教育活動推進員やコーディネーターの方々を通して、新たなイベントを実施する複数の筑波大学生との連携ができた。 秀峰交流ひろばでは週5回、学園の森・みどりの交流ひろばでは週3回の放課後子供教室の定期開催を実施した。うち、秀峰交流広場では週2回、学園の森・みどりのでは週1回の学習支援を実施した。
23	930	保育士の処遇改善	こども部幼児保育課	民間保育所等に勤務する保育士及び幼稚園教諭に対し、助成金や家賃補助金を交付し、保育士の確保及び離職防止を図り、質の高い保育を安定的に提供することにより待機児童解消につなげる。	民間保育所等に勤務する保育士及び幼稚園教諭に対し、助成金（月額30,000円）を交付する。また、新たにつくば市に転入し、民間保育所等に勤務する保育士及び幼稚園教諭に対し、最大（月額20,000円）の家賃補助金を交付する。	保育士等処遇改善助成金（3万円）交付人数延べ人数（767名） 保育士就労促進助成金（家賃補助金）交付人数延べ人数（34名）
24	1021	児童館での交流支援	こども部こども育成課	地域組織活動団体等の子育て支援団体が円滑に活動できるように助成する。	地域組織活動連絡協議会（母親クラブ）の育成及び合同事業の実施。乳児及び保護者等の交流を助成。	補助金の交付申請のあった全17の地域組織活動団体（母親クラブ）に対し、補助金の支払いを行った。 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から例年実施している合同事業は地域活動連絡協議会から申出があり中止となった。 会員の募集案内を広報つくば8月号に掲載した。